

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和4年第3回小坂町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 船水隆一君登壇〕

○議会運営委員長（船水隆一君） おはようございます。

本臨時会についての議会運営委員会を5月12日に開催いたしました。

本臨時会に係る案件は、条例の専決処分6件、令和3年度補正予算の専決処分7件、令和4年度補正予算1件の議案計14件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、会期を本日1日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にしたいと思いますが、それにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第31号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は令和4年第3回小坂町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り誠にありがとうございます。

本議会に提出いたします議案は、令和3年度補正予算の専決処分7件、条例の一部改正の専決処分6件、補正予算1件の計14件でございます。いずれの議案につきましても慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第31号 小坂町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、小坂町町税条例の所要の改正をしたものでございます。

主な改正点は、個人の町民税に係る住宅借入金等特別税額控除の延長、固定資産税の負担調整措置の特例、省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充などで

ございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、1ページをご覧ください。

条文の改正につきましては、審議の参考2ページからの新旧対照表を参照していただきたいと思いますが、地方税法等の改正により、町税条例の見直しに伴う主な改正内容5点について説明いたします。

個人の町民税関係では、1点目に、町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、給与所得者の扶養親族書等の記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものであります。

2点目の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、退職手当等を有する一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者について、扶養親族申告書の提出を義務化し、記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。

3点目の住宅借入金等特別税額控除の延長につきましては、適用期限を令和20年度分の個人の町民税並びに居住年が令和7年であるものまでに延長するものであります。

次に、固定資産税関係についてであります。

1点目の土地に係る固定資産税の負担調整措置につきましては、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を5%から2.5%とするものであります。

2点の省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充につきましては、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、熱損失防止改修工事だけでなく、高効率給湯器等の取付工事等も対象となり、対象となる工事が拡充されたものであります。

このような改正事項のため、町税条例の一部改正が必要となりましたので、関係する条文を審議の参考、新旧対照表のとおり改正しております。

なお、5月12日に開催されました議会運営委員会におきまして、成田委員より省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額率についてのご質問に2分の1とお答えいたしましたが、正しくは3分の1でありましたので、訂正しておわびいたします。

以上で町税条例等の一部改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第32号 小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読につきましては省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第32号 小坂町ふるさと定住促進に係る新築住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、小坂町に住宅を新たに建築し定住していただく方に、当該住宅の固定資産税の

5年間分を減免することにより、小坂町の定住人口増加及び地域の活力と魅力あるまちづくりを推進することを目的に制定したものでございます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の第2条第2号にあります対象住宅の完成期限についてさらに2年間延長し、令和6年3月31日までに整理したものでございます。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第33号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第33号 小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の固定資産税減免条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、小坂町に新たに建築された賃貸住宅に対して課された固定資産税の5年間分を減免することにより、小坂町民間活力を利用した賃貸住宅の建設を促進し、定住環境の整備を図ることを目的に制定したものでございます。

本条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の第2条第2号にあります対象賃貸住宅の完成期限についてさらに2年間延長し、令和6年3月31日までに整理したものでございます。

以上、誠に簡単でございますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第34号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第34号 小坂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることになったことに伴い、小坂町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間がなかったため、3月31日に専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

主な改正点は、課税限度額の引上げとなります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、30ページをご覧ください。

国民健康保険の保険税負担の公平の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税分の課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額を19万円から20万円に引上げとなるものです。

なお、介護納付金課税分の課税限度額は変更がないことから、3つの合計による国保税の課税限度額は99万円から102万円となります。

施行日は令和4年4月1日とし、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものとしております。

以上で、小坂町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第35号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第35号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、昨年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免措置を講ずるためのものでございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、31ページの新旧対照表をご覧ください。

昨年度に引き続き、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対して国民健康保険税を減免することができるように、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている令和4年度分の保険税を対象とするものであります。

以上で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第36号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第36号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の賦課減額の適用年度を改めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免対象となる期間を延長するものでございます。

これまで新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象は、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料でしたが、令和4年3月14日付の厚生労働省の通知により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険料が対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症の定義を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症の定義の引用に改めることとし、条例を整理しております。

減免の対象となるのは、これまでと同様、新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、主たる生計維持者の前年所得合計が400万円以下で収入額が一定水準で減額となった場合でございます。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考、32ページ、新旧対照表をお開きください。

本条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険第1号保険料の減免に関しまして、昨年3月31日付で条例の一部改正を専決処分により行い、令和3年度末までの納期限の保険料を減免適用といたしておりましたが、令和4年度においても同様の減免を行うこととされましたことから、適用保険料の期間を令和5年3月31日まで1年間延長したものであります。

このため、条例制定附則第7条第1項を改正したほか、同条第1項第1号中の新型コロナウイルス感染症の定義を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」にお

ける新型コロナウイルス感染症の定義の引用に改めております。

また、本条例では減免対象者を規定し、減免の割合等は条例施行規則で規定しております。

審議の参考、34ページの表は、条例施行規則の一部改正後の内容を記載しております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第37号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第37号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

まず、専決処分をいたしました理由であります、年度末において決算見込みにより歳入歳出予算の過不足の調整が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付で措置したものでございます。

本専決処分による補正予算は、既決予算額50億6,344万8,000円に歳入歳出それぞれ1億9,279万円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億5,623万8,000円としたものでございます。

補正予算の歳入であります、町税の収入見込額、譲与税・交付金及び特別交付税の決定額を予算化したほか、国県支出金等の収入額の確定等によってそれぞれの科目を調整しております。

次に、歳出予算でございますが、決算見込額での調整が主なものであります。予定した事務事業がおおむね順調に執行することができたと思っております。予算編成から執行まで議員の皆様からご指導いただきましたことに深く感謝を申し上げます。

この補正の歳入歳出予算の調整としては、今後の財政運営等に備え、財政調整基金への積立金2億6,458万4,000円と公共施設等総合管理基金への積立金1億2,038万4,000円をそれぞれ措置いたしました。

その結果、令和3年度末の残高は、財政調整基金が10億1,155万3,000円に、公共施設等総合管理基金が5億2,038万5,000円となりました。

第2条の繰越明許費補正では、事業費の確定により3つの事業の繰越明許費を変更しております。

第3条の地方債補正では、事業費の確定等により発行額の限度額を調整し、その額を470万円減の3億140万1,000円としております。

主な内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、詳細について説明いたします。

本補正は、町長が提案理由で申しましたとおり、決算見込みで調整した最終補正予算でございます。

まず、歳入から説明しますので、予算書10ページをお開きください。

1款町税は、税額の確定見込みで予算調整を行いました。

2款地方譲与税から9款1項1目地方特例交付金までについては、令和3年度の交付決定額で予算化しております。

12ページに移ります。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境にある中小事業者等に対して令和3年度課税分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税を減免した減収分を補填するために交付されたもので1,310万7,000円を措置しております。

10款1項1目地方交付税は、特別交付税が既決予算額2億円に対して1億5,986万6,000円増の3億5,986万6,000円で決定しました。令和2年度交付額が3億3,467万2,000円でしたので2,519万4,000円、7.5%の増となりました。

11款交通安全対策特別交付金は、交通反則金を収入の原資として交通事故発生件数等を基に交付額が算定されるものですが、今年度の交付はありませんでした。

13款使用料及び手数料以下19ページの21款町債までは、それぞれの決定額あるいは収入見込額等で整理をしております。

20ページをお開きください。

続いて歳出です。

各款項目の主な補正内容を説明いたします。

歳出は、各科目で不用額が生ずると見込まれるものについての整理をしています。また、補正額の財源内訳欄の数値は、歳入の調整に伴うそれぞれの充当財源の増減額です。

職員人件費の調整は、実績見込みによる会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当等及び職員共済組合負担金を減額するものです。

1款議会費は、各科目の不用見込額を整理しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は一般管理経費を、2目文書広報費は町政要覧作成に係る経費の精算により委託料を、4目財産管理費では町有財産管理に係る経費をそれぞれ精算により減額しております。

5目の企画費です。次の22ページに続いてまいります。各事業の不用見込額の精算のほか補助金では実績に基づき、合わせて900万2,000円を減額しております。

6目電子計算費は、委託料及び機器の保守料、リース料等の精算により不用見込額を減額しています。

7目基金費は、ふるさと納税に係る事務費を実績見込みで減額しているほか、収支予算調整の結果、3億8,496万8,000円の剰余が発生しましたので、財政調整基金に2億6,458万4,000円、公共施設等総合管理基金に1億2,038万4,000円をそれぞれ積み立てることとした

ものです。

この予算補正の結果、令和2年度末に10億1,155万3,000円であった財政調整基金残高は、令和3年度において3億4,428万円を取り崩し、同額を積立てしたことから、令和3年度末残高も10億1,155万3,000円となりました。

公共施設等総合管理基金には3億2,038万5,000円積み立て、令和3年度末残高は5億2,038万5,000円となります。

また、未来創生基金への積立てについては2,500万1,000円を予算化しておりましたが、収入見込みにより12万2,000円を増額しています。

なお、令和3年度のふるさと納税としての未来創生基金への寄附は2,511万8,000円、令和2年度は1,903万5,000円でありましたので、608万3,000円の増となりました。

8目バス運行費、9目町史編さん費は実績により不用見込額を精算しています。

10目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費は、給付対象世帯を988世帯と見込み、予算措置しておりますが、令和3年度末までの給付実績が769世帯となり、精算により事務費のほか交付金を2,190万円減額しています。

2項徴税费では、賦課徴収事務事業等の不用見込額を減額しております。

3項1目戸籍住民基本台帳費はマイナンバーカード交付推進に係る経費の精算のほか、24ページのほうに行きます。マイナンバーカード発行枚数の増加に伴い地方公共団体情報システム機構に対する負担金を78万円追加で措置しました。

4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費では、各科目の不用見込額を整理しております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、実績により不用見込額を精算しているほか、国民健康保険特別会計予算での保険給付費等の見込みによる減で繰出金を504万9,000円減額しています。

2目高齢者福祉費は、各種サービス事業に係る業務委託料等の減額、3目老人憩の家管理費は、修繕料及び指定管理料の精算による減額です。

4目医療給付費は、19節医療扶助費について、その実績見込額により合わせて965万円減額しているほか、後期高齢者医療特別会計繰出金を32万5,000円減額しております。

5目障害者福祉費です。26ページに移ります。

19節扶助費について、その実績による837万6,000円の減額が主なものです。

6目福祉保健総合センター管理費は、修繕料及び工事費の精算による減額です。

7目介護保険費は、介護保険特別会計の保険事業勘定分について保険給付費等支払いの実績に応じて繰出金を190万1,000円減額しています。

8目交通安全防犯対策費は、実績見込みによる精算です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、実績により不用見込額を精算しています。

2目児童運営費は、児童運営費委託料、在宅育児支援給付金給付事業交付金などそれぞれの実績見込みにより減額しています。

3目低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付費及び4目子育て世帯臨時特別給付金給付費は、実績により事務費のほか交付金をそれぞれ225万円と230万円を減額しています。

次に28ページです。

4項1目国民年金事務取扱費は、職員旅費の精算です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、畜犬管理事業事務費の実績による減額等、2目環境衛生費は、審議会の開催実績、改修工事費の精算等、3目公害対策費は、廃乾電池処理事業の精算による減額となっています。

4目予防費は、定期予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種及びPCR検査実施の各事業において接種者及び受検者の実績により業務委託料1,156万3,000円の減額が主なものです。

5目母子保健指導費は、不妊治療等助成を実績見込みにより130万円減額、6目健康増進事業費は、各種検診事業の実績による減額、7目資源循環推進費は、生ごみ処理器のモニター及び生ごみ処理器の新規購入がなかったため減額しています。

2項清掃費は、清掃活動事業費について実績による精算。

3項診療所費は、歯科診療所特別会計での運営費等の精算により繰出金を93万4,000円減額しています。

5款労働費は、実績見込みにより再就職緊急支援奨励金を減額しました。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、各科目の不用見込額を整理しております。

次に、30ページです。

3目農業振興費は、低コスト技術等導入支援事業補助金などの補助金を合わせて170万6,000円、5目農業経営基盤強化促進対策費は、機構集積協力金を82万6,000円それぞれ実績により減額しています。

2項林業費は、森林環境整備基金積立金を減額整理しております。

7款1項商工費、2目商工振興費は、産業振興促進事業や新型コロナウイルス感染症対応の補助金及び交付金において、それぞれ実績に応じて合わせて2,310万2,000円を減額しました。

3目観光費は、各事業においての不用見込額を精算しています。18節の補助金では、宿泊助成券発行事業分を114万円減額しています。

4目康楽館費、5目小坂鉦山事務所費及び7目小坂鉄道レールパーク費は、管理に係る経費などの精算による減額です。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、住宅リフォーム支援事業補助金を実績により92万5,000円減額しました。

32ページに移ります。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費は、町道除雪等業務委託料を精算により1,200万円減額しています。

2目道路橋りょう新設改良費は、地方債借入れ実績による財源区分の変更となっています。

3項河川費は河川補修工事費、4項都市計画費は業務委託料、5項住宅費は設備改修工事費をそれぞれ実績により不用額の減額をしております。

9款1項消防費では、2目非常備消防費、3目消防施設費、4目水防費及び5目災害対策費、それぞれ実績に基づいて減額しています。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費及び2目事務局費は、各科目の不用見込額を整理しております。

34ページに移りまして、3目教育助成費は、主なものとしてスクールバスなどの運行実績に基づく精算のほか、不用見込額を減額しています。

2項小学校費及び3項中学校費の1目学校管理費は、実績に基づく減額、2目教育振興費は、教育振興事業や援助費、小中一貫教育研究会事業の不用額を減額しています。

36ページになります。

4項社会教育費の1目社会教育総務費、2目生涯学習推進費、3目芸術文化振興費、4目社会教育施設管理費、5目公民館事業費、6目図書館費及び7目郷土館費は、いずれも各経費の不用見込額を整理しています。

5項保健体育費の1目保健体育総務費から38ページに移りまして、2目体育施設費、3目屋内温水プール費及び4目学校給食費は実績により不用額を減額しています。

最後12款です。

公債費では、長期債元金及び利子償還金の不用額を減額しているほか、一時借入れの利用がなかったことから、利子として予算化していた65万8,000円の減額をしております。

7ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正です。

事業費の確定によりまして、橋りょう長寿命化事業は627万9,000円減額して3,153万6,000円に、町道上小坂2号線道路改良事業は1,596万1,000円減額して1,403万9,000円に、十和田湖和井内エリア整備事業は352万3,000円減額して8,555万3,000円にそれぞれ繰越明許額を変更しています。

第3表地方債補正です。

変更は3件で、事業費の精算などに伴いましてそれぞれ調整しております。地方債の限度総額3億610万1,000円から470万円を減額し、3億140万1,000円に変更するものでございます。

以上で、令和3年度一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 二、三質問をさせていただきたいと思います。

まず、総務費であります。23ページ、基金費、積立金でありますけれども、おおむね全体を見れば、当初、初期の目的は達成したと、決算見込みで調整をしたと、こういうふうなご説明でありました。これ見ると、ほとんどの事業が減額補正されてきて、結局は増えたのは基金積立金だけだと、こういう予算になっているわけです。それでは、財調で取り崩した分を余剰金が出たから戻した、同じ額を積立金として財調に積み立てた。さらにいまだお金が余ったから、ポケットの中にまた内ポケットを作って公共施設等総合管理基金に積み増しをした、こういうことですよ。

その積立金の積み立てた額について。公共施設等総合管理基金は当初のお話では、当面は5億円を目標に積み立てていきたいとのことだった。これは当初目標の5億円をオーバーしたわけですね。そこで38万4,000円という端数がついた根拠というのは何なんですか。

何か根拠があってやっぱり端数がついているような気がするから、この辺の中身を教えてください。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 議員おっしゃるとおり、まず公共施設等総合管理基金のほうは、

目標5億円ということで、設立した当初、基金をつくった当初に説明申し上げていましたので、まず今年度そちらのほうを積み増しすることを優先にして、まず5億円を超える金額を積みました。それで、おっしゃるとおり端数は財調のほうに持っていきべきなのかなとは思いますが、このところ国のほうから財調の増減に対してその理由を求める調査ものなどが増えてきていまして、なるべく財調の積み立てている金額のその上下しないように今回あえて取り崩した額と同額にして、年度初めと同じ額にするために残り分を全部公共施設等総合管理基金のほうに持っていきました。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 多分そういうことでないかなと思って意地悪い質問をさせていただきました。数字の端数分については、今おっしゃることはよく理解できました。国がそういうことをおっしゃっているのだとすれば、そういうふうにはやらざるを得ないのだと思うのですけれども、素人が見るとやっぱりこの端数は何か根拠があるのかなと聞きたくなると思うので、その辺もよくご注意されたいかがかなと、そう思った次第です。

次、お聞きしたいと思います。

観光費、31ページ、ここではコロナ関連で宿泊助成券の事業をおやりになってきたと、114万円減額したわけですけれども、この宿泊助成券についてどれだけの効果があったのか、それから利用実績はどの程度になったのか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 宿泊助成券事業につきましては、昨年度につきましては、使用期間を7月16日から11月30日までとして、1枚当たり5,000円の宿泊券を5,000枚県内在住者へ応募により抽せんで進呈いたしました。使用枚数は5,000枚中4,772枚、使用率95.4%、使用額2,386万円です。2年度と同事業と比較して使用率3.2%の増、夏休みや紅葉期に合わせて十和田湖畔の施設へ宿泊する利用客が目立ちましたし、前後には町部の観光施設等を訪れるなど回遊促進も図られ、宿泊施設と観光施設において相乗効果が図られたものと理解しております。

以上です。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） かなりの実績があったと、それだけ宿泊施設については潤ったのではないかと、こう推察されるところです。

そこで、今度は税のほうにお聞きしたいです。各宿泊施設にご利用いただくために、それ

なりのお金が回ったと。そうしますと、回収するほうは、固定資産税なり水道使用料なりの滞納とかはきちんと回収されていると見てよろしいのでしょうか。その辺、感想で結構ですから、感覚的にでもお答えいただければと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（初沢 誠君） 私のほうから固定資産税についてでございますが、私の思っているところでは、定期的に納めていただいていると思っております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 水道の使用料の関係はどうか。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 手元に資料等を今用意していませんので、詳しいことはちょっとこちらのほうで今すぐ判断できませんけれども、十和田湖地区のホテル、旅館などの下水道、水道の使用の状況を見ていけば、コロナ前までには行っていない、むしろ紅葉シーズンとか夏休みとかは、それなりに使用料はいただいているのかなという感じは思っています。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 分かりました。出るものは出る、頂くものは頂くということの循環がきちんとしてきませんと、税が公平に使われた、公平に回収されているというふうにならないと思いますので、その辺は決算のときにしっかりまた検証していただきたい、そう思います。

次、土木費、32ページであります。

今年は全県的にかなり雪が多かったのだな、そういう感じですが。私どもの町内を見ても積雪が非常に多くて屋根の軒が折れ曲がったというふうな状況があちらこちらに見られて、保険会社さんが度々調査に来てるのを見ておりました。

不可解なのは、除雪の業務委託が減額されたと、これは大変結構なことだと思うのですが、除雪の成果についてはどのように考えておられるのか、課長さんにお尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 今シーズンの降雪については、秋田県内に限らず降雪がすごく多かったというような報道はよくされていますが、多く降った時期が令和3年の年末から4年1月の初め、中旬あたりまで、そこら辺に集中してしまっていて、あと気温がずっと低い状態があったというのが今年のシーズンの特徴でなかったかなと思います。

除雪業務に関しては、年末から1月の中頃までは結構頻繁に出ていましたけれども、それ以降あまり降雪がなかったのも、寒くなったのはなったのですけれども、降雪はあまりなかったのも、早い時間の出勤が多くなかったということで、その分の時間数による賃金の支払いがなかったのも、減額というふうになっております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 中身はよく分かりました。

次に、河川の整備の関係でありますけれども、ここでも減額、これは工事費の不用額ということだと思うのです。私ども自治会の関係で見ますと、自治会連絡協議会で町に対して各種要望事項があったら要望を出しなさいと、こういうことで春と秋に取りまとめをしていただいて、町のほうにそういう提案をさせていただいてきた。

昨年の秋に私ども町内では松木沢川の河川の草地が土砂等が堆積しているもので、浚渫をぜひお願いしたい、こういうことをしました。その結果、10月14日付で課長さんの名義で、幸い今年度は雨量が少なかったのですが、必要性は認識しておりますので、来年度は浚渫できるよう優先的に予算の確保に努めますと、こういう立派なご回答をいただいていた。それで、今年度の当初予算には残念ながら査定段階で予算はつきませんでした。こういうことです。課長さんは努めていただいたと思うのですけれども、財政が非常に厳しくて、お金が不足しているから当初予算にはつけられないということだったと思う。この結果、今、私が当初ご指摘したように金余り現象が生じているのではないかと、こうも言いたくなるだけ財調なり公共施設のほうにお金を積み立てる余裕が生じていながら補正予算等でそれらが措置されていかないのは、一体どういうことなのかと言いたくなる。

そこで、6月の議会でまた補正予算が審議されるわけですから、そのためにも私は言わせてもらっているのです。そういう町民に対して約束をしてきながら予算づけがされないと、これはやはり全体的に協議をした中でそういう回答をされているはずだと私は思っているわけです。なぜそういうふうに約束をしながら約束どおり物事をしていただけないのか。町長、その辺いかがお考えですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 昨年そういうふうな形で約束したのであれば、大変申し訳なく思っております。きちんと約束したものについては、もう一度各担当のほうに聞いて、補正予算に合わせて何とか工事をしていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第38号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第38号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、小坂町国民健康保険特別会計の決算見込みにより、令和4年3月31日付で予算の整理を行ったものでございます。

既決予算額に歳入歳出とも5,592万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億3,945万3,000円にしたものでございます。

歳出補正の主な内容は、給付費が確定したことから一般被保険者療養給付費を5,408万

1,000円、一般被保険者高額療養費を1,000万円、出産育児一時金を42万円、傷病手当金を69万5,000円、委託料の確定により特定健康診査検診委託料を73万3,000円それぞれ減額し、財政調整基金積立金1,000万円を追加しております。

歳入につきましては、療養費等相当額が交付される普通交付金は当初交付予定額より療養費等が少額であったため4,903万2,000円の減額、特別交付金は交付額決定により297万3,000円の減額、一般会計繰入金は繰入額確定により504万9,000円の減額、一般被保険者延滞金は実績により83万2,000円増額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第39号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第39号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、後期高齢者医療特別会計の決算見込みにより、令和4年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

既決予算額に歳入歳出とも12万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,255万1,000円にしたものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料について実績見込みにより40万円の増額、一般会計繰入金は事務費繰入金を24万3,000円、保険基盤安定繰入金を8万2,000円それぞれ減額し、保険料還付金を19万6,000円減額しております。

歳出につきましては、歳入の調整として償還金を12万1,000円減額しております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第40号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第40号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、介護保険特別会計の決算見込みにより、令和4年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

保険事業勘定は既決予算額から歳入歳出ともに1,806万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,382万8,000円にしたものでございます。

歳出補正の主な内容は、2款介護給付費において給付費の実績に基づき1,200万円を減額し、3款地域支援事業費において事業費の実績に基づき539万円を減額しております。

歳入補正の主な内容は、今年度交付分の介護給付費交付金の確定に伴い、4款支払基金交付金から784万8,000円、給付費等の実績が見込みより少なく推移したことから、7款繰入金から1,200万2,000円を減額しております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ちょっと教えてください。これは介護保険だけではなくて国保も関係するわけですが、いずれも国保もそうだし介護保険もそうですが、給付費関係が減額になっていると、これはちょっと例年にないことですよ。大体予算、補正で給付費は増えてきている傾向が数年あった中で、今年については給付費が減額されている。これはまさにコロナの影響だというふうに思うのです。これはですから、例年に比較して今年度減額の割合ってどのぐらいになるのかということについては、決算のときにちょっと説明できるような資

料をぜひお願いをしたいと思いますので、その点いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 現在の決算の給付の状況でございますが、令和2年度に比較しまして在宅のサービスについては伸びております。今回、令和3年度においてサービスの給付費が減っている部分については施設サービス部分、要するに入所者が減少しているというようなことから、今回の給付費の減額ということに処理をしております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第41号 令和3年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第41号 令和3年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、歯科診療所特別会計の決算見込みにより、令和4年3月31日付で予算の整理を行ったものでございます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも393万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6,453万7,000円にしたものでございます。

補正の内容であります。歳出において総務費及び医療費を実績に合わせて減額を行い、歳入においては1款診療収入を340万7,000円減額し、4款諸収入は71万円増額、5款町債を30万円減額、財源調整として3款一般会計繰入金93万4,000円を減額し調整しております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第42号 令和3年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といた

します。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第42号 令和3年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計の決算見込みにより、令和4年3月31日付で予算の整理を行ったものであります。

既決予算額から歳入歳出とも97万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を306万5,000円にしております。

補正の内容であります。令和3年度において小坂町中小企業従業員退職金等共済に加入している企業の退職者2名を見込み予算計上しておりましたが、退職者が1名であったため実績で精算し、予算の整理を行っております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第43号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第43号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本専決処分は、下水道事業特別会計の決算見込みにより、令和4年3月31日付で予算の整理を行ったものでございます。

歳入歳出それぞれにおいて22万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億911万3,000円としたものでございます。

歳出の内容は、流域下水道維持管理費負担金が当初の精算見込みを上回ったため増額したものでございます。

歳入では、受益者負担金を同額増額いたしております。

以上、誠に簡単であります。慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第44号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第44号 令和4年度小坂町一般会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、町独自の新型コロナウイルス感染症に係る地域経済活性化対策として宿泊支援助成券発行事業と地域応援スタンプラリー事業を実施する経費について計上いたしました。また、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費についても予算措置しております。

このほか6月下旬に公示が予定されている参議院議員選挙費について不足が見込まれる事務経費について追加で措置しております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほかに新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金及び補助金を計上したほか、参議院議員選挙に係る県委託金を充当することとしております。

その結果、補正額は歳入歳出とも4,707万6,000円で、これを追加した補正後の歳入歳出予算総額を43億9,207万6,000円にするものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 詳細について説明いたします。

歳出から説明しますので、5ページをお開きください。

あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明してまいります。

町長が提案理由で述べましたように、今年度交付を受ける新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新たな支援策等を予算措置したものであります。

2款総務費、4項選挙費、3目参議院議員選挙費は、ポスター掲示場の設置に係る費用が不足する見込みであるため、12節の業務委託料を増額計上しています。財源内訳欄の国県支出金は参議院議員選挙費県委託金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目予防費は、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を措置しました。

1節報酬から4節共済費までは会計年度任用職員の人件費です。

10節消耗品費は案内チラシ用紙、印刷製本費は通知用封筒印刷、11節通信運搬費は郵便料、12節業務委託料は診療所への予防接種業務委託分として593万9,000円とコールセンター業務委託分260万3,000円、健康かるて対応ツール導入分33万円です。

財源内訳欄の国県支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金593万9,000円と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金488万3,000円です。

7款1項商工費、3目観光費は、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が落ち込んでいる町内宿泊施設を支援する宿泊助成券事業として、10節需用費に宿泊助成券、ポスターなど印刷代として25万円、11節役務費に宿泊助成券送料及び新聞等広告代として220万円、18節補助金には町内宿泊施設での宿泊助成券利用分として補助額5,000円の6,000人分を措置しています。

同じく消費が回復していない観光施設や小売業、飲食店等を支援する地域応援スタンプラリー事業として、10節需用費に事務消耗品購入及び台紙、ポスター等の印刷代として30万円、11節役務費に商品送料及び新聞等の広告代として55万円、12節委託料には商品準備や名簿作成等の業務委託に係る費用として245万円を措置しております。財源内訳欄の国県支出金は新型コロナ対応地方創生臨時交付金です。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） ちょっと中身をお知らせいただきたいと思います。

まず、予防費でありますけれども、第4回目のワクチン接種というふうに伺いました。これは60歳以上の高齢者だと思うのですけれども、いつから始まる予定なのか、その辺教えてください。

それから2つ目は、18歳から59歳までの方々についても当然ワクチン接種を進めていくのだと思うのですけれども、それらについてはどのような対応になるのか。

私も高齢者の一人でありますけれども、早く予約をしたいがために券が来ると、そのコールセンターにいち早く登録したいといいますが、予約したいということで、朝の始まる時間からやんやと電話かけるわけです。やはりコールセンターでの予約制をまだ続けていくというお考えの予算説明でしたが、それでなくて、あなたは何月何日の何時は駄目ですか、というようなやり方はできないのかなと思ったりするのですが、その辺も併せてご答弁いただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） まず、ご質問の中の対象者からご説明いたしますが、今回の第4回目の接種の対象となっている方々につきましては、3回目の接種の完了から5か月が経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方のうち基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認められた方のみということに伺っております。

具体的には、60歳以上の方々につきましては、こちらのほうでまたクーポン、接種券のほうを送付するという流れになりますが、18歳から60歳未満の方の基礎疾患を有する方はこちらで把握できませんので、6月の中旬に対象となっております方々、5月10日現在で18歳から59歳まで3回の接種を終えた方が1,444名いらっしゃいますので、その方々全員にこちらのほうで、基礎疾患を有し4回目の接種の希望をされるかどうかについての確認を行います。

そして、具体的な接種につきましては、60歳以上の方とそれから基礎疾患を有する方々、想定では2,800人程度を見込んでおりますが、具体的には7月、8月、9月、3回に分けて接種を開始いたします。具体的な日にちにつきましては、まず7月が第1弾として施設の入所者、それから今年の2月23日まで3回目の接種を終えた方を対象に7月21日から7月30

日まで、それから第2弾として令和4年の3月19日まで3回目の接種を終えた方を対象として8月19日から8月29日まで、そして第3弾として令和4年の4月9日までに3回の接種を終えた方を対象として9月10日から9月17日までに接種を行う予定で現在計画しております。

なお、受付の方法等につきましては、今後につきましてもコールセンターのほうにお願いをして予約していただくという流れで今現在は考えております。議員がおっしゃるとおり、こちらのほうで全員の方に問合せするというのは非常に困難でありますし、やっぱり強制的な要素が含まれるということもございますので、できる限りコールセンターのほうを使いながら、また予約をしていただくという形で現在進めております。

ただ、コールセンターも初日に関しましては、15名程度のオペレーターが待機をして対応していただいております。ですから、一応お願いということで、午前中の朝一の段階であれば、当然電話等々がかなり混み合うと、つながりづらいというふうな状況もございますが、その辺につきましてはご協力いただきながら、予約のほうをしていただければなというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありますか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 今回のコロナの関係ですが、4回目の接種だと、1回やった、2回やった、それでも駄目で3回目。3回駄目だったから4回目。何かこう果てしなく続くような感じがすると同時に、2年の経過の中で様々な思いが世の中にあるようで、3回やってもういいという方も聞くのですよね。今の感染状況を見ると、ある意味ではそういう気持ちになる可能性がある。もういいのだと。高齢者の感染の状況を見ると、今若い人の感染の状況が広がっていて、高齢者は少なくなっていると、そういう状況も含めて、もう4回目はやらないという声も聞くのです。

そういう中で、町として今までどおりの町民への伝え方でいいのかどうなのか、4回目やりますよ、3回目のこういう条件でやられた方について4回目ですよというだけでは、いわゆる接種率は下がってしまうのではないかという雰囲気を感じるのですよね。町としては4回目の接種もきちんと3回目同様の達成率ができるようにという努力をしようと思うのですが、今私が申しあげました状況等についてどのように感じていらっしゃるのか、思いがあればちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 現在、3回目の接種率につきましては、5月12日現在、今月12日現在でございますが、3回目の接種、2回の接種を終えた方が対象として3回目接種を行っておりますが、町全体では93%を超える方々が接種を行っております。

これを全人口で接種率を出した場合には86.4%と非常に高い接種率ということになっております。ただ、今回4回目ということで、60歳以上とそれから先ほど申し上げました18歳から59歳の基礎疾患を有する方々ということで特定されております。国から60歳以上の方については努力義務、それから基礎疾患を有する方々については、努力義務を適用しないというような形で通知をいただいておりますので、なるべくこちらのほうとしてはそういった周知を含めまして、効果など、まだこれから国から具体的な数値的なものが示されるだろうと思っておりますので、そちらについてもいろいろと何らかの方法を使いながら町民に周知をかけながら、できる限り接種をしていただきたいと思いますと考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） それに関連して、依然としてその感染の状況については、保健所単位の公表しかないのか。この辺でやっぱり町民の中に、例えば大館保健所管内で何人というふうな状況になって、一方ちまたのうわさでは、SNSか何かで小坂町のどういう人が感染したらしいよとかそういう情報が飛び交う。非常にそういう意味では、町民としては、ある意味では不安なのですよね。一方で保健所管内での数字が出る、しかし町内の状況が分からない。そういう不安の中に置かれている。うわさでは学校でクラスターが出たとか、いわゆる福祉施設で出たとかいうような情報。今の情報化社会の中で、この情報に関して非常に町民は不安な状況に置かれている。情報の開示の方法というのは、今の方法しかないのかどうか。町としてこの辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 感染された方々につきましてはの情報というのは、町には県からの情報提供はございません。ただ、数回にわたりまして、一応そういったことができないのかということについては申入れをいたしておりますが、いずれにしても秋田県としては情報を公開するという予定はないというふうに現在の考え方は変わっておりません。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 商工費の地域応援スタンプラリー事業の中身を教えていただきたいと思っております。

私から言わせれば、宿泊の関係は3,000万円、地域応援のほうは300万円です。この10分の1で果たしてその地域の各商店なりこういう地域応援につながるのかなど。しかも300万円のうち、実質的に、お店のほうに使われるのは二百数十万円ぐらいでないかと思うのです。別に宣伝代とか印刷代とかがかかってくるから。そうすると、非常に額的には少な過ぎるのかなというふうな気もしないわけではないのですけれども、その辺どういうふうな中身なのか、私がこれ使うとすれば、どういうふうに考えて取り組めばいいのか、中身を教えてください。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） スタンプラリー事業につきましては、6月の末から9月末まで町内10か所に設置されたスタンプ専用台紙に押印して3か所以上で応募可とするというふうな内容で考えております。3個以上スタンプを押した方に対して抽せんで数十名に対して商品をまず発送するというようにしております。昨年度行われた内容につきましては、応募者数1,828通につきまして当選者234名に対して商品を発送したということです。

先ほどの内容ですけれども、商品についてはもちろん大体半額程度の商品、150万円程度の商品を町内の事業者から購入して発送するということですが、その商品の購入する消費だけではなく、昨年も千八百二十数人が町に来てスタンプを押して、つまり回遊して、それに応じて例えば食事していただいたりだとか、泊まっていたりだとか、その他、来た人がお土産を買っていただいたりとか、そういう相乗効果が主ですので、商品を購入する以上の消費活動になるのではないかなという期待で行っている事業でございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、これは町民を対象でなくて、よそから来る人が対象という意味ですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） もちろん町民も対象になりますし、観光客も対象になるというところでございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 今、もう一度確認させていただきたいのですけれども、幾らどういうふうに使えばこのスタンプが押せるのか、それとも行ってべたべたとスタンプを押せるのか、そういう中身もちょっと詳しく教えてください。10か所というのは、例えばどういう場所なのか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 10か所につきましては、康楽館、鉱山事務所、レールパーク、郷土館、エコタウンセンター、道の駅七滝、ふるさとセンター、ワイナリー、発荷峠展望台、十和田市の休屋にある観光案内施設ぷらっと。これらの施設に入場しなくても、そのスタンプの台紙に押印をして、それが3か所以上たまと応募ができるということになります。それで抽せんをして、約二百数十名の当選者に対して商品を発送するということです。

プラスして町内飲食施設で1人500円以上の飲食をした場合、当選者にはグレードアップした商品を発送するという内容になっています。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 話を整理しますと、お金が何もかからないでスタンプを押せるコースと、それから飲食店等に行って500円以上飲食をした場合に頂けるスタンプ、それはまたグレードの違う見返りがあると、こういう2種類でのやり方と考えると、いいのですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 飲食店に関しては3個以上のスタンプを押して、さらに飲食で500円以上の飲食をした場合、商品が多少グレードアップした商品が送られるというシステムで考えてございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 最後の質問、それはどのように周知をされるのか教えていただきたい。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） もちろん町の広報でも周知いたしますし、広告料で広告宣伝費ということで予算を措置しておりますので、新聞等での広告も考えております。

○議長（目時重雄君） いいですか。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって令和4年第3回小坂町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時58分